

武蔵野市三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会設置条例について（議案第21号資料）

1 三鷹駅北口街づくりビジョンの改定について

三鷹駅北口街づくりビジョン（平成29年5月）は、三鷹駅北口地区補助幹線道路（以下「補助幹線道路」という。）の整備により、三鷹駅北口の交通環境が大きな変化を迎えるおおむね10年後の街の方向性と目指すべき街の姿を描き、その実現に向けた取組を示す計画である。

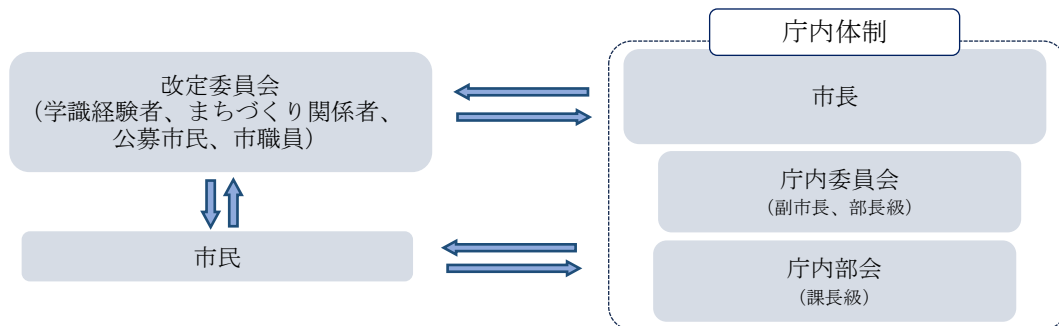
この度、補助幹線道路について車道全区間相互通行の見込みが立ちつつあり、また、令和8年度末に現計画の策定から10年が経過することから、三鷹駅北口周辺の現況分析等を改めて行い、現計画の評価を行うとともに、計画を改定することを予定している。

2 提案理由

計画の改定にあたっては、補助幹線道路の車道全区間相互通行化を見据え、三鷹駅北口周辺の事業等について検討するとともに、将来的な三鷹駅北口駅前広場の拡張の方向性や三鷹駅北口周辺の土地利用方針などの検討を行う予定である。今回の改定では、民有地を含む内容を盛り込む予定であり、中立的な立場で、計画案を調整、審議する必要があるため、附属機関として三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置いたしたい。

3 検討体制

三鷹駅北口街づくりビジョンの改定は、以下の体制にて検討を行う。



4 今後のスケジュール

条例制定後、令和7、8年の2か年で計画の改定作業を行う。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
◎◎ 建設委員会審査 条例案議案上程 条例制定・施行	三鷹駅北口街づくりビジョン改定作業 ・改定委員会の開催 ・市民への情報提供、意見交換 等		計画期間～ ビジョン改定